

6月1日以降の職員の勤務体制

1 趣旨

現在、新型コロナウイルス感染症に係る本県対処方針に基づき、職員の在宅勤務の活用等を推進している。6月1日以降も、事業の進捗状況等を勘案の上、引き続き在宅勤務等を推進するなど、感染予防対策に継続して取り組む。

2 県対処方針（庁内の対応等（抜粋））

○職員の感染予防対策

- ・在宅勤務・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用
- ・各職場における感染防止策の徹底

3 具体の対応

- ① 各所属において、業務の特性や進捗状況等を勘案の上、6月1日以降も、引き続き可能な範囲で在宅勤務を推進する。
- ② 在宅勤務の推進にあたり、出勤削減率の設定は行わない。
- ③ 従前から対象としていた育児を行う職員のほか、基礎疾患がある職員や妊娠中の職員、職員の家庭事情等にも配慮して実施する。
- ④ 出勤にあたっては、引き続き、時差出勤、フレックスタイム制やサテライトオフィスを活用するとともに、職場において感染防止策を徹底する。

[参考] 国の基本的対処方針における職場への出勤等に係る要請内容(概要)

特定警戒都道府県以外の特定都道府県	宣言解除後の都道府県
<p>・今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、ローテーション勤務、時差出勤等の人との接触を低減する取組を推進すること。</p>	<p>・今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。</p>